

第四十六回国会 文教委員會議 録 第十六号

(四二七)

昭和三十一年四月三日(金曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 上村千一郎君 理事 小澤佐重喜君

理事 坂田 道太君 理事 長谷川 峻君

理事 南 好雄君 理事 二宮 武夫君

理事 長谷川 正三君 理事 三木 喜夫君

木村 武雄君 熊谷 義雄君

谷川 和穂君 床次 徳二君

橋本龍太郎君 松田竹千代君

松山千恵子君 落合 寛茂君

川崎 寛治君 實川 清之君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

委員外の出席者

専門 員 田中 彰君

四月二日

委員田川誠一君辞任につき、その補欠として山口喜久一郎君が議長の名で委員に選任された。

四月一日

公立小中学校統合費全額国庫負担に關する陳情書(南予三市議會議長会宇和島市議會議長島嶺善親外二名)(第二九八号)

鹿児島県に自営者農業高校設置に關

第一類第六号 文教委員會議録第十六号 昭和三十一年四月三日

する陳情書(鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県町村議會議長会長宮田実)(第二九九号)

産業教育の振興に關する陳情書(十都道府県議會議長代表愛知県議會議長加藤庄平外八名)(第三七二号)

児童生徒の通学費国庫補助等に關する陳情書(東京都千代田区平河町二丁目六番地日本PTA全国協議會長林覚)(第三七三号)

産炭地の小・中学校の学級定員引き下げ等に關する陳情書(東京都千代田区平河町二丁目六番地日本PTA全国協議會長林覚)(第三七四号)

宮城県に国立中央青年の家設置に關する陳情書(宮城県議會議長門伝勝太郎)(第四二五号)

千本えんま堂引接寺の諸施設改築等に關する陳情書(京都市上京区千本通り芦山寺下千本えんま堂引接寺住職戸田弘如外二名)(第四二六号)

高等学校建築等経費国庫補助等に關する陳情書外十九件(滑川市吾妻町東海電極労働組合中越支部堀田一俊外百八十名)(第四九〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

国立教育會館法案(内閣提出第七九号)

○久野委員長 これより會議を開きます。

国立教育會館法案を議題といたします。

す。

質疑の通告がありますので、これを許します。二宮武夫君。

○二宮委員 この前の質問で保留いたしました監査の報告、認定書、それから教育會館に關係のある財団法人としていろいろと手伝ってやろうという協力体制のもとにやる仕事の内容、これらの発注状況等につきましては一応書類を見せていただきました。監査につきましても三名のうち二名が署名をいたしておりまして、大体において正鵠を期しておりますように考えておるわけでございますが、本日のいただきますし書類によりまして、大体三月三十一日で會計年度を締め切りますが、實際の出納閉鎖というのはそこまではいかないと思ひますが、私はいまだ説明を聞いて、正直者ですから率直に文部省の言う意見をそのまま承りました。これはあらゆる国民階層に使用させるものである、そういう研修の場としてサービスをするのであるというような考え方を持っておたのでございませうけれども、その後鈴木委員あるいは三木委員の質問に對します文部省の答弁というものは、私が考えておつたのとはやや方向が違つておるような感じがするわけでございませう。

そこで本日出ました資料についてお尋ねいたしますが、これは三十八年度の収支で、三十九年三月三十一日現在の現計の収支決算には至っておりませんけれども、帳簿上の収支でございませうが、そのうちの寄付金の予算額一億

九千六百万、現在の収入が九千九百六十三万九千四百、こういうふうになっておるわけでございます。この前私が指摘をいたしましたように、この募金の対象というのは一般財界が対象であるということ、教育界におきましては校長会並びに教頭会が対象である。一般教職員に對しましてはこれを募金の対象にしておらないということでございますが、現在の集計であるところの九千九百九十万という内容について、これは今後とも募金に應じたものに対する利便をはかる、その使用状況というものがうらはらのような感じもいたしますので、九千九百九十万という、教育関係だけではないと思ひますけれども、募金の内容についてわかりましたらもう少し詳しくお知らせをいたしたい。私が調査したところによりますと、ある地方では果から何万、教育委員會から何万、あるいは校長会から一人当たり幾ら、教頭会から一人当たり幾らというふうな割り当てを一応いたしまして、募金を進めておるといふような話も聞いております。それらは公金であつて決してポケットマネーでない、したがつてそういうふうな募金のしかたというのは、国で一般財政から會計の中に予算を出しておきながら、また再び地方団体に對してそのような公金をもつて募金をしていくといふき方は、私は二重の負担になるのではないかと、あるいは二重の負担を考へておるわけでありませうが、それはそれといたしまして、いま問題になりますこと

は、その募金の対象が一部に止はられておる。国立の教育會館であるといふながら、一般教職員といふものを対象にしておらない。ここに運営の問題とからんで非常に危惧される問題があるのじゃないかという気がいたします。現計における収支のうち収入の分の寄付金の内容について、いまま少し明瞭にお示しができましたらひとつ御説明いただきたいと思います。

○福田政府委員 ただいまの御質問でございませうが、まず申し上げておきたいと思ひますのは、これは財界、教育界から一般の淨財を寄付していただくというところで募金を始めたわけでありませうが、その中で特に教育界の募金のやり方につきましては、御指摘がございましたが、私もどもいたしましては、できる限り広く教育界から、だれでも額の多少にかかわらず協力しようという方々の淨財を集めていただく、こういう趣旨で集めたわけでございませう。したがつて、始めるにあたりましては、やはり校長会とか教頭会とかいう団体があれば、そういう団体を通して趣旨を徹底するということは、これはやりやすいわけでございませうが、一般の教職員につきましてももちろんその対象として私も考へたわけでございます。ただ都道府県の教育委員會などで募金計画をする際に、いま申しましたようにとりあえず校長とか教頭とかいふような方々の団体を通じてするというのが手つと早いと

いうような考え方もあるようでございます。できる限り一般の教員も含めて浄財を集めていただきたいというようなやり方をいたしたわけであります。その際に、この会館ができましたその利用をするにあたりまして、そういう募金に協力した団体だけにこれを使用させるというような考え方はなく、これはやはり教育界広く一般から募金をいたしまして、その協力によって建設するというたてまえでございますので、広く教育界にはこの会館を使つていただくというような利用のしかたを考えておるわけでございます。

なおお尋ねのございました募金の状況の三月における募金につきましては、収入の状況はこの前も申し上げましたが、教育界から大体七千三百万円程度が実際に収入として入つておるわけでございます。これは各都道府県等の募金をやつていただいております関係からそれぞれ繰り込んでいただいたわけでございます。

それからなお、申し落としましたのが、この募金にあたりましては、もちろん教職員等の各個人の浄財ということとを目的にいたしておりますので、公金等の寄付ということとは私どもは趣旨として考えていないわけでございます。

○二宮委員 一つの例をあげまして、たとえば鹿児島県なら鹿児島県という一つの県に限定をいたしまして、鹿児島県から幾ら、教育委員会から幾ら、校長会から幾ら、教頭会から幾ら、こういうような分類があつたのほうにはわかりませんか。わからなければこちらに材料があるのですけれども、あなたのほうではつきりして、それが御説明

できたらお願いしたいと思ひます。○福田政府委員 それは鹿児島県なら鹿児島県で一応募金をするにあつたの目標額を計算する意味においてつきた資料はあるかも知れませんが、私どものほうに入りまして収入の現計におきまして、その内訳は各県別にわかつています。

○二宮委員 一例として鹿児島県の例を説明してください。一体どれくらい規模のものです。公金は好ましくなくて、個人のものがほしいということでございますけれども、そういう内容についての説明はおそらくお金ももうほうとうしては考えていないのじやないかと思ひます。

○福田政府委員 鹿児島県で申しますと、二月末でございますが、二百七十五万円というものが寄付金額になっております。私どものほうとしては、この中身について、どこが幾ら、どういう団体が幾らというところで県のほうには申しております。県としてはさきに申しましたように、いろいろ募金目標額を達成するために計画はいたしたかも知れませんが、そういう事情でございます。

○二宮委員 税外負担というものを国民にたくさんかけるといふことは、政治の方向として私は好ましい問題ではないと思ひます。したがって、国費でもって国立の教育会館を建てようという場合には、これは地方財政法などでは二十七条の三に、県立学校の校舎のほかに設備については、県が見るべきであつて、市町村には負担をかけるべき、こういうことが明確に示されておる。その施行令については、第十六条でそういう内容についてこれもまた明

瞭に指示されておるわけです。国のほうでは国立教育会館という名目を打ちながら、そして大部分の費用を国から一般会計として予算に計上しながら、また別個に地方団体から寄付を取つていく、こういうあり方というものは、私は好ましい方向ではないというように考えるわけなんです。これは地方でやろうと国でやろうとも、やはり二重負担になることについては間違ひのないです。しかもそれが個人のポケットマネーでなければどうかの調査はあなたのほうではわからぬだろうと思ひますけれども、地方では教育委員会の費用の中から出す、あるいは県なら県の費用の中から出す、あるいは知事が小づかいとして持っているものを出すといふいろいろな費用の予算の中に計上して、そして教育委員会なりあるいは知事の交際費として盛っているものの中からこれを出していく、そういう二重負担をかけるという行き方は、これは厳に慎むべきだと私は考えるのですが、大臣、その考え方はどうでしょうか。

○灘尾国務大臣 一般的な議論をいたしましては、二宮さんのおっしゃることもごもっともな点があるかと思ひますが、国でこの種の施設を設けるわけでありまして、何もよそを当てるにすることはないのであります。国が全部持つてやうて何も差しつかえないことではないと思ひます。最初の計画を立て方いかんによることと思ひます。あります。二宮さんのおっしゃることも決して私は理由なしとは思ひませぬけれども、この教育会館の建設につきましては、国費でもってある程度のもので出し、そのほかは一般の国民の

協力を求め、浄財を集めて実現するという考え方のもとに出発したものと私は了解いたしておるわけであります。これはこれとしてひとつ御了解をいただかなければならぬ問題ではないかと思ひます。地方の人にいわば税の二重負担になるという批判を受けるようなことはみだりにやるべきでないといふことは、私もよく了解できることあります。

○二宮委員 たとえば八億円の工費をもつて教育会館を建てようと思つた、そして大蔵省と折衝をやつてみたところが、実際問題として財源的に切られ、ところが計画を要するわけにいかないから、やむを得ず地方団体やそのほかの財界に寄付を求めて、その計画を完全実施できるような財政の体制をつくつた、こういうことであれば、これは結果論からいへばよくないのですけれども、経過的には一応そういうこともまた考えなければならぬような場合もあるかと思ひます。しかし、私はこの経過を見ますと、初めから国費というものと、それから一般国民からの浄財——浄財といふすけれども、これは二重負担です。そういうものを初めから二本立てで考えておるという考え方自体に、私は今後にも問題が残るのじやないかと思ひます。これは初め大蔵省から財政的に思つたほど出してくれないからやむを得ずこつたといふのじやなくて、この経過からいいますと、初めから二本立てでかかつておる。それは財団法人の設立の趣意書の定款を見ますと、はっきりその設立の趣意がわかる。そうならば、初めから国民に二重負担をかけるといふことをたてまえにしてこの会館

を建てようといふことに構想がなつておるような感じがするわけですが、その辺はどうです。

○灘尾国務大臣 この計画は当初から国の直接財政負担によつてやる部分と、財界その他国民の協力を求めてやる部分とをあわせて計画をいたして、そして予算の御審議もお願いいたしたようなわけでございます。事柄にもよると思ひますけれども、この種の施設について財界あるいは教育界等の協力を得て、みんながつくつたといふ形の会館をつくるということもまんだら意義のないことは私は思ひません。であります。もとより私は決して責任を回避するつもりはございませんけれども、これは前からの計画がそういうふうにてきておつて、それを現に実行しておるわけであります。私は国民の浄財を求めてこういうふうな一般の人の利用する会館をつくるということも無意義ではないと思ひます。

何でもかでもそれがいいのだといふうなことを私は申し上げておるつもりではございませんけれども、この計画それ自体についてはすでに御了承を得たものとして私どもはこれを進めておるようなわけでございます。

○二宮委員 その大臣の発言は非常に私は大事だと思ひます。一般から浄財を求めれば、これが国民の協力のもとにできた会館である、国費といふのは一般国民から集めた税金そのほかの収入によつて構成をされておるはずでございます。それを国立として国民のそうした収入の中から予算を通して出していただければ、これは一般の国民から協力を得て建てた教育会館であつて、別に何か寄付をとらなければ一般から協

力を得て建てた教育会館であつて、別に何か寄付をとらなければ一般から協

力を得られないような考え方というのは、これは少し私に間違っているんじゃないかと思う。そういう言い方は考え違いであって、それをやるならば、いっそのこと初めから国費を全然無視して、財源に全部の寄付金を充ててこれを建設していくという考えならわかるのですけれども、一方では国費を出しておきながら、一方ではまた寄付をとっていく、こういう考え方が、これが協力を得た体制であるというように考え方はおかしいと思う。そういうものの考え方を文部大臣がいまなお持っておるとすれば、これから起こるところのいろいろな国立の学校の外に一般国民から寄付を仰ぐという精神が抜けておらない。これはもちろん灘尾文部大臣が最初きめたことじゃないだろうと思えますけれども、国費をもつてやったのでは一般の協力を得た設備ではない、こういう印象を持って浄財を集めるんだという文部省のものの考え方自体が私は了解できないのです。そういうものの考え方は、これは非常に税の二重の負担を今後とも考えておるといふような結果になるんじゃないかと思うのですが、前にやられたときはそういう趣旨であつたけれども、今後においては、こういうものについては国費で出してもいい、こういう行き方がすっきりして私はいんじやないかと思うのですが、大臣の現在の考え方はどうですか。

○灘尾国務大臣 前のことをかれこれ批判がましいことを申し上げるのはいかかとも思います。この会館につきましては、もとより二宮さんのおつ

しゃつたとおりであります。国費を投ずる以上はすべて国民の力によって出しております。国民の協力ということがそこに入っていることは、これは言うまでもないことであります。ただ、こういうふうな場合に、一般の国費を投じます以外に、財界あるいは教育界等のこの会館に対する関心、熱意というものが一そう特別な寄付をしていただくことによつてあらわれてくると思ふのであります。そしてまた、今後ともこれを育てていく上においても一その御協力が得られるものと、われわれはかように考える次第であります。この会館の計画をそれ自体につきましては、私はとやこう申し上げるつもりはございません。ただ、一般的な議論として考えます場合には、国でもつものごとをつくらうというときに、いつも民間の人の特別な協力ということに当てにして計画することがいいか悪いかということになりますれば、先ほど申しましたように、みだりにさうなことはやるべきでない、かように私は考えておる次第でございます。

○二宮委員 それでは大臣にお尋ねしますが、地方財政法の二十七条の三を、三十八年だつたと思ひますが、法の改正をやりまして、都道府県は公立学校に対しては市町村に負担をかけてはならないという一項目を挿入したのですが、この精神と、いまあなたの心がおつしやる一般にその寄付をするとかえ方とは、私は矛盾するのじゃないかと思ふのです。したがつて、地方財政法で定められた寄付をやつてはならぬという精神と、いまあなたが御答弁になつておられることは私は相反する

内容を持つておられるのではないかといふふうに考えるわけですが、そうすると、地方の公共団体が県立の高等学校をつくる場合に、文部大臣が、国のものをつくる場合には地方のものから寄付を仰ぐことが関心を深めることであるという発言をしたということになれば、私は財政法の精神は骨抜きになるのではないかと思ふ。その点はどうでしょう。○皇居の造営だつてあるじゃないか。○呼ぶ者あり。文教行政は縦に一本通つておりなければならぬと思ふのですが、皇居の話を出している人もありますけれども、文教行政としてそういうことを一本縦に筋をびしと通すということから考えてまいりますと、大臣の発言の地方の自治団体に及ぼす影響というのは、大臣がこう言つたのだから、おれのところの果はこうやつてもいいのだ。現に三重県ではこういう規制をいたしても、なお五億幾らというものを寄付金に仰ぐというところでもない考え方を保持している果もあるわけですが、しかし、それはあくまでも高校全入とかそのほかの問題に對してしまつても、当然設立者が責任をもつてやるべきであつて、それら以外に寄付を仰ぐということはやるべきでないのです。法のたてまえがさうなつておるならば、地方自治団体を文教行政として指導するところの大臣が、そういうことに対して寄付をすれば関心が高まるのだ、一般論としてはそれは当然国が見るべきであるけれども、関心を高める意味から寄付をとつてしかるべきであるといふようなお考えであるとするれば、これは私は及ぼすところの影響が非常に大であるといふふうに考え

るわけなんです。その点もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 似たような事例ではございますけれども、地方で中学校をつくるとか高等学校をつくるとかいふ場合と必ずしも同じようにお考えいだかなくともよろしいのじゃないかと思ふのであります。もちろんこの問題は、あくまでも寄付を強制するとかどうとかいふような性質のものであつてはならぬことは当然のことでありまして、どこまでもその気持ちのある人にお願ひをしようというだけのことだと思ふのであります。それ以上におわたつておれば行き過ぎであることは間違いない。私はあくまでも自発的にこの趣旨に賛成して、さうして浄財を寄付しようという方を求めておる、こういうふうな考えておる次第でございます。

○二宮委員 大臣の答弁は非常に苦しい答弁だと思ふのです。それは大臣が就任のときにこの問題を提案したのじやなくて、前の大臣がやつておるあとを受けておられるから、前の大臣の立場を援護しようという気持ちも答弁

の中にあることはお察しをいたしました。そしてまた、その寄付の任意性といひますか、自由に個人が選択するのだという、そういう答弁もわかりました。しかし、これは実際問題として行政を担当している人がお考えになればわかることであつて、ほんとうはそういうことの逃げ口上は言うけれども、受けるほうとしては、たとえば鹿児島県に何十万、東京都に何百万、こういうふうに割り当てを受けますと、その場合には一銭も出さぬでいいのだといふふうには考えておられるのです。文部省と地方自治体は、学校建設やあるいは教員定数問題やいろいろ財政的に中央依存度が高い現在の自治団体に置きましては、そういう割り当てを受けますと、なかなかそれでゼロだということの回答はしにくい状態になるわけですが、だからそこで無理をしても、あなたはそれを自由意思といふかもしれないけれども、実際は無理して何とかしてそれに応じようという気持ちになるわけですが、そういうところに私は今後の教育行政のあり方としてはすっきりしたものが必要であるといふように考えるわけなんです。だれでもこれを自由意思で出したのだ、無理してつたのじやないといふけれども、実際のこの費用を見てごらんないさい。募金の事務費が一番多いじやないですか。これはおそろしくいろいろ印刷物をつくり、出さなければならぬような趣旨弁明書をつつて、出かけていって、そのプロックの人々を何人か集めて、さつき福田初中局長が答えたように、校長会や教頭会に呼びかけて、そこから宣伝をするといふ具体的方法をとつておられる。そうすると、自由意思だ

と言つてのされるかもしれぬけれども、一般の受けるほうの印象としてはそれは受けない。受けるほうとしては、おれの果もこれだけの割り当てがあつたから、全部を全部とまではいかないまでも、少しは割り当てを消化しなければ相済みぬ、それはまた将来やはり中央にお願ひしなければならぬこともあるのだからということになつて、その寄付というものは行なわれるのであつて、實際問題は行政を担当する一番根源になる方が責任を持つてそういうことをすつきりしない、私は将来ともこういう姿は直らぬと思つたのです。私はそういう大臣の答弁で今後とも、たとえば国立の高等をつくる場合に、地元から土地を寄付すると、おまゑのところは熱意があるぞ、したがつておまゑのところは建ててゐるんだ、そういう従来の行き方をやはりここで打ち切つて、ほんとうにすつきりした姿で文教行政というものの財政措置をやらなければならぬと思つたのです。その点でひとつ大臣もお忙しいうですが、もう一ぺんお答え願つて、そのお答えいかんによつては私は了承できない。

○**瀧尾國務大臣** 私の心持ちは先ほど米中し上げたとおりであります。国が各種の施設をやります場合に国民の協力を求めるということは、これは始終あることであります。しかしこの種の施設を設けます場合に、何か割り当てをして特にこれだけぜひ納めるといふふうな強制がましいことであるべきものではないことはもちろんであります。できることなら国で一本でやれば問題ないはずですが、しかしいま申しましたように、国民の熱意というふうなものもこれに加わつて、お互いに協力してこの施設を盛り立てていく、こういうふうな姿もまた否定されるべきものではない。最初から申し出ておきすように、みだりにかようなことをやるべきでないことは私ははつきり申し上げておきます。

○**三木書委員** 関連して大臣がいま退席されましたので、またおいでになれば聞きたいと思つたのですが、いまの答弁の中で、地方財政を圧迫するとか、あるいは個人の自由意思を無視してある程度強制的にやつていかれておるとかいうふうな、そういう結果的なものもあると思つたのですが、あるいは影響もあると思つたのですが、いま大臣のことばの中で私はたいへん発言があつたと思つたことは、みんながつくつた、こういうふうな考え方が大事だと思つた、僕はこれは大事だと思つたのです。こういうふうに教育会館の運営なり性格、機能というものがあつたら、このことばは意味をなすのです。初中局長がおられますからお聞きしますが、みんながつくつたというふうなそういう意識を持つてくいのほどなうもそれがくみ取れないのです。これは前の質問のときからそういうことが私頭にあつて離れないのです。

○**福田政府委員** 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、地方の一般の教育界から募金をいたしますにつきましては、過去の例もありますが、そういうふうなこれはわれわれの会館だといふような意識を持つてこれを育てていただきたい。そういう意味におきましては、零細な金額でありまして、地方の教育界からも募金をしてこれに御協力願うほうが望ましくはない

か、こういうふうな考え方から募金の計画が行なわれたのでございます。したがつて、この会館法の明示しております事柄は、抽象的でございますけれども、第一の目的なりあるいは会館で行ないます事業の内容等から申しますと、教育の振興に寄与する事柄であれば広くこれを利用していただく、あるいはまた具体的にこの会館で事業を計画する事柄につきましても、この目的なりあるいは二十条の事業の内容に従つてこれを計画する、こういうふうなたてまえになつておりますので、今後の運営としては具体的に、そういう趣旨で、できる限り広く教育界に利用していただくという考え方に立つてこれが利用計画というものが実施される、こういうふうに考えておるわけでございます。

○**三木書委員** もう二点聞いておきたいのです。まず第一は、事業計画書の中にはどういうことを書くかという資料を皆さんの中から出してもらったのです。その中にはいまあなたがおっしゃるようなことはなくて、ただ文部省が計画するような講習会というもののや文部省教研というふうなものだけで、やはり上意下達のかつこうしか読み取れないのですが、その問題は今後あなた方に私の質問のときに尋ねますけれども、いまおっしゃるような答弁からいふと、そういうふうなみんなの会館という考えが出てないじゃないですか。育ててもらわなければならぬけれども、育ててもらふところの素材が出てないじゃないですか。もう少しそれを出してください。

○**福田政府委員** 法律の規定のしかたといつたしましては、この第一の目的に書いてございすような規定のしかたとか、あるいは二十条の業務の内容に書いてございすような規定のしかたをいたすわけでございす。これは他の特殊法人につきましても同様なやり方をいたしております。その趣旨にはずれない限りにおきましては、具体的に今度は毎年度の事業計画を作成する際に、この会館の利用計画なりあるいはいろいろの事業の実施計画というものは、毎年度の予算なり事業計画によつてきまつてくるわけでございす。しかしながらその大枠としてはこういう業務内容あるいは第一の目的ががぶつてくるわけでございすから、抽象的ではございすけれども、私が先ほど申し上げましたような趣旨で運営されるべきだといふように御理解をいたしたいと思ひます。

○**三木書委員** これはまた別の機会にお聞きするとして、もう一つ基本的な考え方、いまあなたはこういうことをおっしゃつた、零細な金を集めてやつていくといふことは育ててもらうことだ、教育会館を育ててもらうことだ、それに役立つという基本的な考え方。それから文部大臣はみんなの会館だ、このようにおっしゃる。育てるとかみんなのといふことは、根本にそれだけの親しみを持たなければいけません。親しみが持てるような計画がなされるかどうかということが私は問題だと思つたのです。私は当初この教育会館といふものはこういうものだといふことを自分の頭に描いておつた。それは教職員がまず東京にやつてくればその宿泊施設ぐらいはできるのだらう、あ

るいは結婚式場ぐらいなことまではできるのじゃないか、そうして絶えず出入りしている。これが親しみとか育てるとかいうことにやはり大きな関連があると思ふ。子供を育てるのに東京におつていなかの子供を育てるわけにはいかないのです。いなかにおつて東京の会館を育てるわけにもいかないのです。これはやはり具体的に育てるに直するそういうところのものを考えることがつたらいけないのです。そういう考え方は私は大事だと思つたのですけれども、具体的にどういふことをやるかといふことです。あなたの言われることと内容とは全然違つたように思う。この点どうですか。

○**福田政府委員** まことにごもっともお尋ねでございますが、当初計画いたしました際にはできればそういうことまで含めて考えたいといふ計画はあつたやうでございます。ところがこれは場所柄宿泊施設などを持つのは適当でないといふこともございす。またそういう一般の制限がございまして、宿泊施設等はできないことになりました。またいろいろこれに付帯しての事業といふものも考えられますが、この会館の規模等から申して、あまり大きなことができないわけでございます。そういう関係からそういうのはやむを得ず割愛いたしました。将来公立学校職員共済組合のほうで別に大きな計画を持つておるようでございますから、宿泊その他の諸事業につきましてはそのほうと十分連絡をとれるようなやり方をしたらどうかといふような構想で、一応たくさん考えておりました事業をやむなく一部割愛しなければならぬといふような状況になつたやうで

でございます。そういういきさつがありましてこういう形になっているということをお理解いただきたいと思います。

○三木(喜)委員　そういう計画も持っておるといふことはまあわかったのです。金によって教育会館に対する親しみを育てる、そういうようなことだけではない、そういうことは間違いである。そういうことがなかったら育てることも親しみを持つこともできないということになる。それをいまま金を出すことによって親しみを持つのだとおっしゃった、あるいは育てるのだ、こういうふうにおっしゃっていることが間違いだということになりますね。どうですか。

○福田政府委員　必ずしもそれは私考えないのでございます。やはり積極的にこの建設に協力したという気持ちで寄付することによって持っていたくこともその一つだと考えるわけでございます。したがって額のいかんを問わず、自分はその会館の建設に協力したというふうな気持ちを持っていたらいい、今後の運営にも十分気をつけてもらうことが私どもとしては望ましい姿ではないでしょうか。こう考えるわけでございます。

○三木(喜)委員　この点についてはまた私の質問のときに……

○久野委員長　川崎君。
○川崎(寛)委員　ただいまの寄付と教育への関心、こういう問題については、三木委員のほうからも後ほど質問されますので、その点は、特に財界から二億予定されておりますが、そういったものの性格については後ほどの議論にしたいと思います。私は先ほど

大臣の言われた広く浄財を集めるという点について、具体的に問題を展開してみたいと思うのです。

先ほど二宮委員からの御質問に對しまして、鹿児島県の具体的問題について答弁ができなかったわけですが、この点については私のほうから具体的に内容を申し上げたいと思う。地元の名士を通過して具体的に調べてまいったのでありますけれども、鹿児島の場合には、県の教育委員会の中に募金委員会が設置をされておるわけでありまして、そして県費で、これは昨年の三月出してありますが、五万円、各市が二万円、各町村が一万円、小学校、中学校の校長が全部千円、小中学校の教頭が千円、高等学校の校長が二千円、教頭が千円、一律であります。これが自由意思による浄財の集め方とはどう見てもとれない。先ほどは二百七十五万、こういうことでしたが、私の調べでは三百二十万になっておりますが、この金額の多寡は別に大した問題でありません。しかし鹿児島のような赤字県が二百七十五万あるのは三百二十万、三百万前後の金をとにかく無理をして集めてきておるわけです。私は教育委員会の中に募金委員会をつくって、県費で出し、市費で出し、町村費で出す、さらには校長、教頭に頭割りして一人一人全員出してこれ、これは自由意思によるほんとうの浄財の集め方ではないと思う。また熊本の場合には、県の教育委員会から校長会に出ていて、そういう説明をして集めておる。やはり同じように校長なり教頭が千円、二千円という出し方をしておるわけです。そういったしますと、これはもう全国おしなべてそうであろうと思

うのであります。つまり管理職の諸君がこれに對して協力をさせられておる。こういうことになりますと、この教育会館は全国の校長、教頭の管理職の諸君が関心を持って募金に應じ、さらには財界が二億円これに應ずる。これはまだ具体的ではありませんが、応ずる方向にいくであろう、こういうことになりまして、これは国民の教育会館ではない。あるいは末端のほんとうに自由意思による教師の一人一人が快く納めてつくるという教育会館ではない。管理職の方、財界の者の教育会館だということ、この三億の募金の中には明らかにしておるわけです。ですからその点は、浄財を広く集めるという点についてきわめて疑義があります。そして、そういう各県に對する金の集め方をしておる、各県に對してそういう要請のしかたをしておると言われても、否定できないだろうと思うのですが、いかがですか。

○福田政府委員　先ほど三百二十万というふうな金額の御指摘があったようでありまして、三百二十万というものは、私どもが聞いておりますのは募金目標だと伺っております。それを集めたというふうな話はまだ聞いておりませんが、具体的に集める方法としては先ほど申し上げましたように、教育委員会の部局で委員会をつくりまして、校長あるいは教頭さん方に呼びかけておると思ひますが、鹿児島県の場合はあまり具体的には私は存じておりません。しかしながらそういう校長、教頭さん方にも、もちろんそれぞれ適当な額の出費をお願い申し上げておりますが、一般の教職員につきましても、百円あるいは二百円というふうな金額

で、これに相当たくさんの方が寄付をしていただいている事例もかなりございます。したがって私どもは千円とか二億円とか、あるいは五百円でなければならぬということではなくして、百円でも二百円でもあるいはいかなる金額でもできる限り熱意のある方にやっていただきたいということ、地方の教育委員会の関係者には繰り返し申しておるわけでございます。あるいは校長会などの団体にもさようなことを申してまいったわけでございます。そういう趣旨で募金が行なわれておりますので、もし先ほど御指摘のようなことがそのとおりだいたしますと、私も多少調査をいたしてみたいと思ひますが、鹿児島県の具体的な事例については、私はまだいま存じておりませんので、よく調査してみたいと思ひます。

○川崎(寛)委員　私は鹿児島県の校長、教頭の協力のしかたは単に鹿児島だけではなくと思ひます。熊本の場合もそうでありまして、ほかの県、岡山県等についてもそういう事例が出ておるわけですね。ですからいま初中局長は、そうであれば調べてみなければならぬ、こういうことですので、そういう形の募金が全国的に行なわれているかどうか、この点については調べて明確にしたいだきたいと思ひます。そうでなければ、せっかくの国立教育会館、国民の教育会館だというのがそうでなくなってしまう、この点ははっきりしてください。

そこで、これは文部省の建物として工事が進められておるわけですね。當繕工事として三十六年に一億円で工事を始めたわけですね。私途中から飛び込んで、時間をとって恐縮ですが、いまこの寄付のところ少し具体的にしておきたいと思ひますが、文部省が出した金、つまり一億円、さらにその次の三十七年が五億九千九百九十九万七千、三十八年に七百九十六万一千円、これが一般会計から出ておる金額です。そのほか、本日ここに出された資料に出ておるように一億四百九十九万寄付が入つておる、こういうことになりますね。そうしますと、お尋ねしたいのは、寄付は物で入つたのか現金で入つたのかということになります。

○福田政府委員　その点は、この前二宮委員の御質問に對してお答え申し上げましたように、各寄付者からの寄付は金で協力財団のほうに寄付をしていただくわけでございます。協力財団のほうでこの会館に必要な諸設備を注したしまして、そして教育会館に諸設備を寄付するという形になるわけでございます。入りますのは現金で、そういう寄付を協力財団に受けるということになるのであります。

○川崎(寛)委員　金で寄付を受ける場合は、やはり歳入に入れなければならぬ、ないんじやないか。

○福田政府委員　これは先ほど申し上げましたように、国立教育会館建設協力財団という財団法人に對して寄付をしていただくわけでございます。

○川崎(寛)委員　そうしますと、寄付できたものと、国の費用でできたもの、それはつまり今度法律ができて、この法案が成立すれば、これを持殊法人の教育会館に現物出資をするわけになりますね。そういったしますと、そこで問題は、国の費用でできた分、それから寄付でできた分、これは財団

でやっておるからかまわぬのだ、こうはならぬと思うのです。明らかに会計の中では、国の費用でできた分とそれから寄付でできた分というものが、物で区別をされなければならぬと思うのです。

○福田政府委員 これは一般にもよく行なわれることでございますが、先ほど申し上げましたように、財団が寄付を受けまして、そうして諸設備を發注をして、それを国に寄付するという形になるわけでございます。そして、国が一括してこの特殊法人のほうに出資をするというふうになるわけでございます。これはそういう国の予算でやる部分と寄付にかかる部分と両様あるというのが御指摘の点だと思ひますけれども、国立学校などの施設の建設等の場合におきましても、大体そういうことはよくある例でございます。

○川崎(寛)委員 三十六年、三十七年のときの本委員会における審議の経過というものを私は読んでみました。その中でもいろいろ法人の扱いについては、民法上の公益法人としてのあれにはしない、特殊法人でやりたい、こういう点にも触れておりますけれども、これは後ほど少し問題にしますが、いま建てられつつある建物は、これは国の財団の建物じゃないわけですか、この財団の建物として建てておるこの財団は、金を集める機関、建物の持ち主じゃないわけですか。そこをはっきりしてください。

○福田政府委員 それはおっしゃるとおりでございます。建物自体は国のものでございます。

○川崎(寛)委員 寄付の分は当然国が建てておる、建設省が実施しておる、こう言われておるわけですか。そういうしますと、建設省には文部省のほうから金が出ておる。財団のほうからも金が出ておる。しかし、建てておる建物はいま国の費用で建てておるわけですか。ですから、これは特殊法人になつていない、法人格を持っていない今日においては、この建物は財団の建物ではないわけですか。財団の建物でないから、これに入ってくる寄付というものを財団が持つては持つてつくつていいんだ、こういうふうな理屈にはならぬと思うのです。

○福田政府委員 これは先ほど申し上げましたが、財団として寄付を集めて、それで諸設備を發注いたしましたし、そして整備をして、これを国に寄付するといふために、この財団というものは事業を行なつておるわけでございます。したがって、もちろん御指摘のような財団とこの建物との関係は、財団が所有者であるといふようなことは全くございません。したがって、よくありますように、建物の中に寄付工事の部分とそれから国の予算でつくりました部分とありますことは、これは一般の例でもそういう事例がたくさんございますから、そういう意味において私は申し上げたつもりでございますが、御理解いただけないようでございます。

○川崎(寛)委員 言っておることはわかるのです。わかるだけども、現在の時点においてはそれは許されぬ。財団が集める寄付なり金を物で寄付しておるんだ、でか上がつたときに寄付するんだという。しかし、実際に建て

られておる施設の進行、建設の進行の中では、国の費用と募金の費用はごっちゃに入つておる。ですから、国の費用でできておるものと寄付によるものが、明確に区別されていってあるかどうか。本来言ふならば、これは当然歳入に一ぺん入れて、もう一ぺんまた寄付する、こういう形になるのが会計上の手続としては当然だと思ふ。

○福田政府委員 決してごっちゃになつていないのでありまして、お手元に差し上げました資料の中にもございす。財団が会館の建設のために寄付いたしました工事の内容としては、この三十八年度の決算の中にもございす。二枚目に「既に發注済みのもの」、それから「支払済額」というものが出ております。こういうふうに工事の内容としましては照明設備とかあるいは講堂の音響設備とか自家發電設備とか、あるいはその他そこに掲げておりますような諸設備の工事について財団の経費でもってこれを發注して、この分を国に寄付するわけでございます。したがって、これ以外のものは国が直接やる部分でございますので、決して寄付金と国の予算とをごちゃごちゃにしてこれを執行しておるわけではないのであります。明確に区分をして実施をしておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 それじゃどんぶり勘定じゃない、こういうことですね。

○福田政府委員 もちろんそういうことは許されないわけでございます。

○二宮委員 私がお尋ねをしておることは、地方財政法の二十七条の三に「都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であると

を問わず、その負担を転嫁してはならない」という項目が追加されたわけですか。そこで、地方教育行政の組織、運営に関しては、文部省はその指導と助言をすることになっておる。そうしますと、文部省は国立の教育会館をつくる場合に、財団法人という間接的な一つのクッションをつくつて、そこでお金を集めて、これは全部初めから国立の教育会館に援助をする目的をもつてつくつておるといふことが明確になつておるわけですか。そういう立場を自分ととりながら、地方の公立学校に対して指導、助言をする場合に、それでは知事がここに發起人会や期成同盟という法人格のものをつくつて、そして市町村からお金を集めてそれを県に寄付するといふ形をとつた場合に、この地方財政法二十七条の三に違反をするといふ私には考えられませんが、そういう指導ができませんか。文部省は自分自身はつきりそういう違法的なことをやりながら、この法から考えまして、あなたたちはどうしなきゃいけませんという行き方はできませんのじゃないかと私は思ふ。いまあなた方がやっておるのは、間接的な援助をこの財団法人でもってやらしておるわけですか。だからそういう指導をする場合に、自分自身がやっておることと、それから地方にやらせることとの指導との間に矛盾が明らかに出てくると思ふのです。したがって文部大臣が先ほど答えたように、そういう地方の人からお金を集めることは、関心を深める意味において非常にいいのだといふようなものの言い方で、そういう助言のしかたを地方自治団体にするとすれば、私は地方財政法に違反をすると思ふ。しかし大臣がいま言った

ようなそういうことばの裏を返せば、そういう指導しかできぬと思うのです。私はそこに大臣の発言として地方自治団体に及ぼす影響というものは、この財政法の関係から考えて非常に影響が大きいと思うのです。ですからそういう点をどうにお考えになつておるか。また今後一億集めるというのですから、そういうことはやはり間接的な負担であつて、いかに合法的であるうとこれは間接的な負担をやつておるわけであつて、行き方としてはあまり賢明な方法ではないといふように考へるのです。その点はどうか。

○八木政府委員 この措置がいよいよいま言つた地方の公立学校あるいは高等学校の寄付行為を助長するのではないか、それに対する文部省のいわゆる指導助言に対する力といふことが、影響力が薄れるのではないかと、こういうような御心配をしておると思ふのでございすが、御案内のとおり学校教育施設については地方の方々の負担を軽減するといふ措置、これはいままでもとつてきておることでございます。法的には高等学校について一昨年あひうふうな法律をつくつたわけでございますが、そのことを文部省自身がまいにちしようという意思は毛頭持つておりません。だから基調として、先ほど大臣が言つたように、教育施設等についてこれはひとつ地方住民に負担をかけないようになければならぬといふ考え方は、文部省は堅持しておるつもりでございます。その際にそれと国立教育会館になぜ寄付をしたか、こういうことだと思ふのでございす。と同時にその寄付がおっしゃるとおり他に影響を与えるほど過大であるかど

うか、こういうことだと思つたのでござ
います。国立教育会館をつくる時分
に、私たちはもちろんその時分に政務
次官でもなんでもないわけではござい
ますけれども、与党の一員としてその時
分の協議に参画した者でございませう
けれども、この教育会館の目的とするこ
ころは教育職員並びに教育関係者のた
めの資質の向上をはかるということ、
みずからの資質の向上をはかること、
というところに目的があるわけではござ
います。そういう意味で天下り式にや
るといふことでなしに、お互いが研修
をし、修練を積んでいくということ、
積極的にお互いがこの施設を利用して
資質の向上をはかっていくということ
を期待するということが必要であらう
と思つております。その意味におい
ては、一方的に国が施設をしてしまつ
て天下り式にあてがわれたということ
よりも、そこそこが一つ問題だと思
うのですけれども、みずからも金を出
してやるという誇り、そういうこと
に一つ愛情が出てくるのではない
か、そういうような考え方を、御承知の
とおり現在の日本教育会館が御下賜金
と教育者の寄付によってできたという
歴史的な経過といったようなもの等も考
えて、この場合には特別な形で、それ
は大きな金額を期待するというわけに
はまいりませうけれども、いささかな
りとも金を出し合うという風が、この
会館の健全な運営のために必要なので
はないかというようにございまして、こ
れはやはり特別中の特別である、こうい
ふに御理解がいただきたいと思つたよ
うに鹿兒島県において頭割りで町村何
ぼあるいは校長教頭何ぼというよう

割り当てをするといったような考え方
を、われわれは毛頭持っておりませ
ん。そういうような寄付のしかたとい
うものは期待しないところでございま
すが、そういうようなことがあるなら
ば、やはり財源を通じてそういう行き
過ぎがないようにこれからの注意をし
なければならぬ。あるいはおそきに失
したかも知れませんが、どうぞその意
味においてこれが他に影響を与えない
よう、このことはわれわれもこれから
後念頭において指導してまいりなけ
ればならぬと思つたので、御理解が
いただきたいと思つたのでございま
す。

○二宮委員 ささやかな民間の協力だ
と申しますけれども、八億のうち二億
五千万という約三分の一の寄付を民間
に仰ぐということは、決してささやか
な問題ではないと思つた。三分の一は民
間から寄付を仰ぐということですね。
したがってこれは相当大きなパーセン
テージを占めておる金額でございま
す。いま政務次官の言われたことば
は、いろいろ聞いておりますと、も
もらしく聞かれますけれども、私はや
はり地方の教育行政を指導されたい
は助言をされる立場に立つと、この問
題を自分のほうはたな上げにしておい
て、三分の一民間で寄付を仰いだけ
ども、地方の問題は地方の問題で、す
きり法律どおりやらない、こういう
やり方は非常に苦しいやり方になるだ
ろうというように考えます。したがっ
て、これはやはり国立の高等を建てる
場合でもこういう風潮が多かった。私
は大蔵大臣が見えたときに、地方行政
委員会、あなた方は単に市町村から
県に寄付をすることだけを規制するけ
れども、県から国に寄付をさせるとい
うことについて規制しないということ
はおかしな感じがしないかという問題に
論及したわけではございまして、私は
やはり教育行政として縦に一本筋を
通しておかなければよろしくないと思
つておるのです。そこで与える影響
は少ないか大きいのかということにな
る、私は大きな問題である、指導助
言の立場が非常にふらふらしておる
というように考えるわけではございま
す。私もはたいへん正直に文部省の言
方を了承したということについては、
それにも使わせないことだ、国立教育
会館はだれにも使わせないことだとい
うことを考えておつたのですけれども、
またまた奈良県に行つた地方課長の
講演を聞いてみると、地方課長という
のは柄の悪い県に行くと、地方課長
を言明しておる、そして自民党の議
員の諸君がどういふことを言つたとい
うことも明細に、地方課長の言として
は、奈良県の教育委員会が出版をされ
てゐる。そして私が考えてゐるのは、
柄の悪いとか柄の悪いとか地方課長が
言つたこと、柄の悪いとか、文部省の
言つたことをすなおに聞くところは柄
が悪いので、自主的に民主的にいろいろ
考へてやることは柄が悪いところだ
というより分け方をしているように考
えらるるわけなんです。おそらく文部
省のほうで寄付を仰がなかつた教職員
というの、これは柄の悪いほうで、柄
の悪い組から二億五千万のお金を集め
る、こういう基本方針を皆さんのほう
で立てになつたのじゃないかという
から、この地方課長、何という男が知

ぬけれども、奈良県に行つて堂々と講
演しておるようではございませう。
そこで一般の教職員に寄付を求め、
一般の教職員から寄付がどれくらい集
まつておるのか。いま聞いたところで
は、自治団体あるいは教育委員会、管
理職の校長、教頭、こういう人々に主
として、行き過ぎではないと言われま
すけれども、これは私は調査をして、
どういう行き方で募金をしたかとい
うことを具体的に後にお示しをいたし
ます。もし行き過ぎであつた場合には、
行き過ぎでないといふことを言われ
た人は前言を取り消してもらわなけれ
ばならぬのですが、文部省の言つたこ
とについては、柄の悪い組は大体無理
ごもつても聞かぬが柄の悪い組とい
うように、私は考えてゐるのですけ
れども、いま現計を要求いたしました
けれども、現計の内容については明確
でございませう。したがってあなたが
たの地方課長の言つたところの柄の悪
いという組は一体どれくらい寄付して
いるのか、内容について、校長会、教
頭あるいは一般教職員が寄付してゐる
金額というの、一体どのくらいあるの
か。そうしないと、私はこの前からほ
んとに正直に受け取つて、みんなが
利用するのだと思つておつたら、どう
も柄の悪い組は締め出しそうな傾向に
答弁が出てきておるような感じがいた
します。したがって、その点をやはり
実質協力をし、一般の関心を求めた
ときに、関心のない組が柄の悪いのだ
ろが、関心のない組が柄の悪いのだ
ろが、おそらくしておらぬだらうと思
ひますが、そういうような分け方を考
えてまいりますと、金額の中でもそれ
れ一般教職員の割り当てといふのは

その県ではやつておらないように私の
ほうでは考えるわけではございませ
う、そういうような帳簿の面ではおそ
くわからぬと思つたが、しかしあなた
方のほうでは、少なくとも地方課長
が柄が悪いとかいいとかいう表現で言
つておるのだから、おそらくより分け
しておるだらうというように考えるの
ですが、その点どうですか、全然わ
かりませうか。

○福田政府委員 地方課長が講演した
と言われますが、これは別に文部省の
意見ではないと思つたが、私はその
内容については存じておりませう。
で、何とも申し上げかねますが、さ
うな区別はしてないと思つた。

私どもとしては、最初相談をいたし
ましたときに、高等学校の関係者は、こ
れは県の教育委員会ではなく、高等学
校自体で別に集めたいといふので、高
等学校校長会などが肝いりで高等学校
関係は直接にこの財団に募金を寄せて
くるといふなことをとりました。それ
以外の小、中学校関係は、県の関係に
一切おまかせいたしましたので、そう
いうところはもう団体とか、幾ら
というような、大口があれば別でござ
いますけれども、一般の場合、その区
別は私どもには全くわかりません。県
のほうから具体的にこういう団体から
幾ら寄付があつたというようにこと
をつけ加えてきておられますれば、それ
はわかりませうけれども、そうでない限り
は、一般のものとして、何県幾らとい
うようにちやうだいをしておるわけ
でございませう。

○二宮委員 校長会、教頭会というの
は寄付の実態はわかるのですか。

○福田政府委員 その点は私どもにはわかりません。

○二宮委員 納付責任者は府県のどれですか。そういうことを言うけれども、府県だって団体がいろいろあるんです。校長会なら校長会の責任者が理事に入っておるじゃないですか。あるいは教頭会なら教頭会の責任者、教育委員会なら教育委員会の責任者、県なら県、市町村なら市町村のそれぞれ責任者があって納付しなければ、あなたたちはどこからきた金かわからぬまま納入しておるのですか。

○福田政府委員 それは府県の募金委員会が扱っておりますので、募金委員会の中には校長とか教頭の代表者の方もお入りいただいております。校長が、その集めました金について、校長会幾らとか、何が幾らというように私どもにはわからないのでございませう。

○二宮委員 そうすると、財団法人には県の募金委員会というものが設定をされて、そこから、自主的に集まったものが、たとえば鹿児島県なら鹿児島県、岩手県なら岩手県というところから入ってくる、こういうことですね。

○福田政府委員 さようでございます。○二宮委員 そうすると、その募金委員会に行けばこのだれがどういふふうを集めたという明細書が何かあるわけですね。そこで柄の悪いのといひのとが大体分けられると思うのですが、その募金委員会が働きかける対象としては、財団法人のほうからはっきり一般教職員は対象にしないという指示をしているのですか。

○福田政府委員 さようなことはございませう。一般の教職員も対象にした果も相当あると思います。

○二宮委員 相当あるというのは確信がありますか。私は教職員には働きかけてないというように聞いています。が、それはまたあなたは地方の募金委員会の責任だと言つて逃げるかもしれないけれども、実際問題として、やはりそれがさつき言つた、募金をすれば関心を持つ、関心を持てば運営に非常に影響がある、こういうことに、三段論法で文部大臣が答弁するものですから、柄のいいのと悪いのと分けて、一体どれくらいその中に柄の悪いのが入っているかを聞いておかぬと、これは運営の問題を、正直に、国立だから、いろいろのセクトをなくしてほんとうに皆さんが教育のためになるように使うのであらうというふうなフェアに考えていた。ところがその後の答弁では、なかなかそうでないように感じられるし、募金の状況も、大臣の言い方を聞いてみると、やはり募金をした者は関心を持つ、そういう考え方をしている。募金の際、これこれの者から募金をしてもらいたいという財団法人の募金事務の中で、一般教職員は柄が悪いからはずしてると私は思うのです。が、相当あるという根拠はあります。

○福田政府委員 当然に一般の教職員も対象にすべきでございまして、財団としてはそういう区別はいたしておりません。したがって各県で募金する方法としては、具体的に自主的にきめる事柄でございませう。

○二宮委員 それは、たとえば発起人会あるいは理事会、評議員会等から、財団法人から直接出かけるか、あるいは文書をもって、これこれの人に募金をお願いしてもらいたいとかいうようなことを指示するかいずれかで具体的に進めないと、こういうお金を集めるといふことはなかなかむずかしいものだということを私はよく知っているのです。ですからそういうときに、やはりこの指示あるいは説明というものが非常に今後の教育会館の性格を規定づけるものだというふうに考えておるのです。そこで、たいへんくだらぬ質問のようになって、自民党の人がお笑いになりますけれども、私はやはりここで地方課長の言う柄のいいのと悪いのとがはっきり分かれると、そこで把握ができぬというふうな柄の悪い組は今度できる国立教育会館の運営の中からは締め出されるのではないかとこの心配を持って、実は一番初めにその運営について質問をしたのです。そうしたら、そういうことの心配はございませぬということだったのですけれども、どうもあなたのほうでは、説明をいろいろ聞いてみましても、これには一般教職員というのはいらぬというふうです。大体管理職以上の者が募金の対象になっておる。したがっていまの国立教育会館の持つておる性格、今後の運営というものは、私がこの前ほんとうにフランクな気持ちで尋ねた、それに対する答弁の受け取り方とは違つて、実際問題はそうじゃないというふうな印象をぼつぼつ、私も正直ですけれども、受けるようになった。したがって、募金の内容については、合法か非法かということよりも、実質的にこの問題は究明しないと、それは今後非常に問題が起ってくるのではな

いかということをお心配いたしますから、前もってそういう心配をしておいたほうがいいと思うので、お尋ねしているわけなのです。どうですか。通達とか、あるいはブロック別に旅費を見ますと、相当たくさん旅費を出して行かしておるようございませうが、自分でもってやつたのか、あるいは旅費を出して、ブロックのものを招集したのか、あるいはブロックに集まつてもらつて、こちらから理事あるいは評議員が行つて説明をしたのか、そういうだれもがいま私が受け取つておるような資料というものがないと、私は言われたことだけではなかなか納得がいかないと思う。これは天野さんにお願ひしたのですけれども、天野さんは参考人でなければ呼べないということですが、福田さんも常任理事の中の一人です。内容については十分承知しておるはずだと思つて。そういうことについて、もう少し具体的に、たいへんこまかいようでお聞きませうけれども、よく聞いておかないと——これは性格づけに非常に大きな問題がある。私をここでだましておいても、これから後に運営その他を見ればわかるのですから、ひとつそういうような詭弁を弄せずに、実態を率直に国会の中では御答弁をいただきたいと思つて。それに対する批判は別としまして、ほんとうにまじめに聞いておるのですから、まじめにほんとうのことを御答弁いただきたいと思つて。それをもしごまかしているというふうな事実がわかつたら、正直者が腹を立てるほどひどいのですから……。(笑聲)

○福田政府委員 私お答え申し上げることは、すべて率直に申し上げておるつもりでございます。

募金に對しましては、教育委員会等にあるいは団体の長あたりは理事長から書面をもって依頼状を出しまして、それからまた必要に応じて、各都道府県の教育委員会の関係者とか、あるいは団体の代表者が集まるような際にはお願いにまいつております。そういう方法で趣旨の徹底をはかりましたから、決して一般の教職員を締め出してはいるわけはございませんで、募金の対象となつておりますものは、校長、教頭、主事あるいはその他一般の教職員についても、もちろんこれを対象にして、依頼状を出しているわけでございます。ただ各府県でのやり方として、各府県でやりやすいようにいろいろ自主的に判断をなさることでございませう。これはそこまですべて財団としてお願いは申し上げておりませんが、しかし先ほど御指摘のような団体によつて区別するということではな

く、財団としては、積極的に協力してやるうとおっしゃる団体がございますれば、どういふ団体でも、どういふ団体に所属している会員でも、これはちようだいいたしたい、こういう態度で従来まいつておりますことを率直に申し上げておきたいと思つて。

○二宮委員 お金の要する仕事をやつておつて、くれるというものをもらわぬというばかはおらぬですよ。問題は、どういふところに目安を立てて、どういふ方向からどれくらい集めようという計画を立てたかということが問題なのです。そのときにどういふものを対象にしたかということによつて、やは

○福田政府委員 募金に對しましては、教育委員会等にあるいは団体の長あたりは理事長から書面をもって依頼状を出しまして、それからまた必要に応じて、各都道府県の教育委員会の関係者とか、あるいは団体の代表者が集まるような際にはお願いにまいつております。そういう方法で趣旨の徹底をはかりましたから、決して一般の教職員を締め出してはいるわけはございませんで、募金の対象となつておりますものは、校長、教頭、主事あるいはその他一般の教職員についても、もちろんこれを対象にして、依頼状を出しているわけでございます。ただ各府県でのやり方として、各府県でやりやすいようにいろいろ自主的に判断をなさることでございませう。これはそこまですべて財団としてお願いは申し上げておりませんが、しかし先ほど御指摘のような団体によつて区別するということではな

く、財団としては、積極的に協力してやるうとおっしゃる団体がございますれば、どういふ団体でも、どういふ団体に所属している会員でも、これはちようだいいたしたい、こういう態度で従来まいつておりますことを率直に申し上げておきたいと思つて。

○二宮委員 お金の要する仕事をやつておつて、くれるというものをもらわぬというばかはおらぬですよ。問題は、どういふところに目安を立てて、どういふ方向からどれくらい集めようという計画を立てたかということが問題なのです。そのときにどういふものを対象にしたかということによつて、やは

り寄付金を集めて、それに関心を持つてもらうという、いわゆる今度できる教育会館の性格というものは一応性格づけられるというように私は考えておる。だからその点で、いまから持つてくれば幾らでももらうというのは、だれでもわかるのですけれども、最初に、一応の目安としてどういう方向からどれくらい、これはもうはっきりしているのでしょうか。校長会からどのくらい、教頭会からどのくらい、財界からどのくらい、地方教育委員会からどのくらい、地方自治団体からどのくらいという目安を立てなければ、大体的に財団法人の予算として理事会に提案することはできないはずで、ですから、そういうときに一体柄の悪い組合が入っていたのか入っていないのかというところが一番の関心事です。いままでの話からすると筋を立ててまいりますと、性格がはっきりしてくるのではないかと、そういうふうに考えますから、くれるものをもらうという立場ではなくて、どのような方向からどのくらいもらうという目安を立てるのか、その点をお聞きしているわけです。そのときに柄の悪いのが入っていたのか入っていないのかということが問題になるが、そこはどうですか。そうしないといふと、それから法律案の逐条の審議に入りますと、実際問題として明らかにそういう面が出てくるのです。そういう点を明瞭にしておかないと出てまいります。これは八木さんではだめです。八木さんは理事ではないからだめです。福田さんは理事ですから、財団法人の理事という立場でひとつ明確にしておかぬと——八木さんは受けるほうです。この問題はそれのお金をもらうほうの財団

法人の理事のほうにひとつお尋ねしておかなければならぬ。

○福田政府委員 当初からそういう區別はいたしておきません。そういう団体によって區別するというようなやり方では当初からいたしておきません。どういう団体でございしても、積極的に協力していただくという熱意のあるものには協力していただくというたてまえで出しているわけでもございす。したがって、団体ももちろん対象でございすけれども、先ほど申し上げましたように、広く教職員一般から寄付をしていただくということには意義があるという考え方に基きまして、大體校長とか教頭とかあるいはその他教職員につきまして、各府県の教職員の数等もあつたので、そういうものをやはり勘案しながら、各府県で計画を立てていただきたいということがお願い申し上げた筋でございす。

ではございせんが、こういうものを出しましたよということを一応見せていただければ、私は正直者ですから納得をいたします。ひとつそれを出していただきます。ありますか。

○福田政府委員 先ほど申し上げました書類はお目についたかと思ひます。

○二宮委員 大臣にお尋ねをいたしますが、大臣の欠席中に政務次官から御答弁が一応あつたのですけれども、大臣の答弁は国も費用を出すけれども、それよりほかにやはり寄付金を集めて、関心を持つことのほうが、より有効的であるという御答弁であつたように私は理解をいたしますが、しかしこれは、一國の文教行政というものをやる場合には、國の教育行政もございすし、あるいは地方自治団体における教育行政の問題もあると思ひます。けれども、一応だれも党派を越えて考へておることは、やはり税外負担は軽くしなければならぬということ意見の一致を見るところであると思ひます。これに反対する人はおそろく落選するだらうと思ひますけれども、そういう意味から申しまして、税外負担というものをなくするような、地方自治体に対しては、法律的に規制をしておるわけなんです。そしてそれがしかも間接的であるといふは直接的であるといふを問はず、県の責任においてやる場合には、市町村に負担をかけてはならぬ。市町村においては、やはり市町村の責任において住民に別個の負担をかけてはならないといふことで、地方財政法の二十七条の三、四に規定を新しく設けたわけなんです。三十八年六月くらいの規定だつたと思ひますけれども、そういう法律ができ上がつたわけなんです。

そこで先ほど大臣の言うように、國の費用、公費をもつていろいろの施設をやるけれども、それよりほかにやはり一般の関心を集める意味から、寄付を取つたほうがいいのだという考え方をすれば、地方自治団体に対する指導助言といふものをやる場合に、一つの財団法人的なものをつくつて、地方の知事が期成同盟的なものをつくつて、その県立高校の施設設備といふものを充実する、そういうお金を集めるということを容認するといふことが、より合理的ではないかといふことを私は心配するわけなんです。したがつてこういう点はいかに合法的なものに見えましても、受ける負担はやはり同じなんです。それから、そういうものが、たとえば地方自治団体から寄付を仰ぐといふときには、地方自治団体は税金でその団体の費用といふものはまかなつておるわけなんです。二重の負担をかけるということについては、私は十分な指導をしなければならぬと思ひます。それで今後にお、この会館については一億円の寄付をするといふことでございすけれども、私はこういう行き方は、やはり地方自治団体を指導する文教の責任者としては、好ましい姿ではないといふように考へておるわけなんですけれども、それに対する地方財政法との関連において、大臣の所見をひとつ承つておきたいと思ひます。

○藤尾国務大臣 国あるいは県あるいは市町村と、それぞれの公の団体があつたわけでありす。その間の財政上の負担区分、こういうふうなことは明確なほうがよろしいにきまつておるわけでありす。したがつていまお述べに

なりましたような法律もできたことと私は思ふのでありまして、この趣旨はどことまでも尊重いたしてまいらなければならぬといふことは、申すまでもないことだ、このように私は思ふのであります。

今回のこの計画についての御批判でございす。國が自分の、いわゆる國立の施設を設けるといふふうな場合に、みだりに國民から寄付金を募集するといふようなことはすべきでないといふことを、先ほど私は申し上げたわけでありす。それでも私の心持ちは御了承いただけるだらうと思ひます。ただこの計画につきましては、村で小学校をつくるとかあるいは県で高等学校をつくるという場合と、この國立の教育会館といふものをつくる場合と、形は似ておりますけれども、何もそう御一緒になさらないで、よろしいのではないかと、こういうふうな気持ちもいたすわけでもございす。教育研修のいわば御本山をつくるわけでもございす。國が当然持つべきでございすけれども、同時に國民の中からこの趣旨に賛成の方々が淨財を寄付なさるといふ、そのことを計画いたしまして、あえて否定し去るべきではないのではないかと、この計画についての趣旨について御了承を求めたわけでもございす。一般論的に申し上げますならば、國がつくるものは國で持つてばよろしい、府県がつくるものは府県で持つてばよろしい、この原則につきましては、これは當然であるべきことと私は考へておる次第でございす。

○二宮委員 大臣は御本山がたいにお好きなので、創価学会の御本山もお参

りになったそうですが、これは後に憲法との関係で一応大臣の所信も承りたいと思います。

私の聞いておるのは、地方自治団体の指導の際に、どういう指導をされるのか。あなたがおっしゃるような、自分のやっていた態度を弁明されるという態度をとっておたのでは、この法律の趣旨が十分つきりとは私は漫遊しないというように考えるわけなんです、地方自治団体に對して指導される場合には、一体多少そこにクッションでも置くのか置かぬのか。明瞭にこの法律、原則としてということではなくて、これは施行令までついた一つの法律でございますから、この法律どおりにかちつとやるのが正しいのだということを明言しなければ、それは私はいへん間違つた方向にいくのではないかと心配をいたします。その点は国と自治団体との違つたところがあるのかもしれないけれども、これは後に残すとして、自治団体の財政につきましては、地方財政法第二十七條の三、四については、そのとおりやるのだということを明確にしないと、これは大臣とんでもないことになるかと思うのですが、どうですか。

私は法律の趣旨を生かして、あるいはあなたの方の立場を十分尊重して、そういう方向にいくのが正しいのではないかとおもうのですが、大臣としての御所見はどうですか。

○瀧尾國務大臣 この会館の建設につきましては、当初から、最初に申し上げましたような趣意でもって計画は立てられておるわけでありまして、私はこの計画に従つてやることについて、いまこれを廃止しようとかなんとかいふことは考えておりません。

ただ、繰り返して申し上げますけれども、一般的に申し上げますけれども、一般的に申し上げて、国が持つべきもの、あるいは公共団体が持つべきものというふうな区分の明確なものについては、これに従つてやるのは当然のことである。国民の自発的な積極的な熱意によつて寄付をやらされるということであれば、これはいたしましても私は差しつかえない、この計画をそのことによって変える必要はないのじやなからうか、かように考えております。

○二宮委員 くだいようでございまして、この財団法人の認可権は大臣にあるわけなんです。こういうふうな財団法人をつくらせて別途財源を集めるといふことについての可否については、大臣はあくまでいまの寄付行為の定款を固執しておるようでございますけれども、私はやはりすつきりと、これらは今後の財源の見通しとしては国費で見ていくように大蔵省とも折衝をやつて、そういう方向に進めるといういき方の方が正しい、こういうふうな考えるわけなんです、大臣の認可した財団法人は、いま申し上げました法律のできる以前の定款でございまして、それができましてその精神を生かして、定款を変更するなり、あるいは財団法人を解消するなりして、そういう公費で見るといふ一本にしぼるということのほうに賢明な方法であるし、すつきり筋が通るのではないかと、こういうふうにお考えのわけですが、その点はやはりお考えは変わりませんか。

○瀧尾國務大臣 今回のこの国立教育会館の建設につきましては、ほとんどこの仕事も済んでいようなわけでありまして、これをいま変更するというふうな考えはございません。

○二宮委員 もうできていますので、よ。けさ行つてみたら、ちゃんと外側も囲いをとつて、はつきり教育会館の姿が朝日に輝いていて、それをいまさらどうしようにもしょうがないのですよ。ただ問題は、財源をどのようにして調達するかということになると、それはいままでのようないき方では、やはり地方の団体に對する指導の立場からよろしくないというふうには私は考へるのですが、これの今後の財源については、国で見るといふ一本にしぼつていくほうがいいのではないかと、こういうふうな言つておるのです。いまそれを取りこわそうといつたつて、たいへんなことですか、それを言つていふのではないのです。そうでなくて、財源の調達を財団法人の寄付行為といふようなものにまかせず、それはやはり国で見るといふことを言つておるわけなんです。

○瀧尾國務大臣 この会館の建設のために寄付をしていただく、その寄付をいただく団体というものができておるわけでありまして、会館の建設が済み、予定せられておりました寄付金が集

まつてしまえば、財団としては使命終わりであります。そういうことでありますので、今後長きにわたつて、この財団でもって民間の寄付金をいただく、そして運営していこう、こういうふうな考え方はいたしております。

○二宮委員 そういうことを説明しなくても、それはもうよくわかつておるのですよ。特にまた、寄付行為の中に、これを解散したら、解散したときに持つておつた財産は教育会館に寄贈するということに定款はなつておるのです。ただ、先ほどお尋ねしたものが、ちよつとこれは誤解があるかもしれないから、理事である初申局長にお尋ねしますが、あと一部の金というのは、出納閉鎖までに入つてくるという見込みの一億ですか、あるいは今後の年度として計画しようという募金の金額になるのですか。それはどうですか。

○福田政府委員 当初に申し上げたかと思ひますが、財界のほうの募金があるという事情のためにだんだん時期がずれてまいりました。そういうことで、本来三十八年度末までに大体財界のほうの募金も終わりたいという計画でございましたが、それが延びてまいりましたので、あとの約一億円は財界でございまして、これは出納閉鎖までに入らないわけでございます。したがつて三十九年度に引き続いてこの分は財界のほうに御協力をお願いする、こういうつもりでございます。

○二宮委員 経済の状況等から見込み違いがあったと思うのですが、そうすると、特殊法人と財団法人と二本立てになるわけですね。財団法人はそのまま残しておいて、受け入れ体制とし

午後零時五十七分散会